

平成 21 年度 事業原簿（ファクトシート）

		平成 21 年 4 月 1 日作成			
		平成 22 年 5 月現在			
制度・施策名称	地球環境問題への対策の推進				
事業名称	京都メカニズム開発推進事業	コード番号：P07027			
推進部署	京都メカニズム事業推進部				
事業概要	<p>エネルギー効率が既に高水準にある我が国にとって、京都議定書の約束（基準比▲6%）を費用効果的に達成するためには、京都メカニズムを適切に活用していくことが重要である。</p> <p>本事業では、CDM/JI 事業のポテンシャルを有する国の政府職員や民間事業者に対して、京都メカニズムの活用に関する知識の普及啓蒙、能力開発、CDM/JI 事業の案件発掘等を行うキャパシティービルディング（以下キャパビル）と、省エネ、代エネ技術の利用等により温室効果ガスを削減し、CDM/JI として実施可能性のある事業の発掘、調査、実現可能性の評価等を行うフィージビリティスタディ（以下 FS）を実施する。</p>				
事業規模	事業期間：平成 10～24 年度				[百万円]
		H10～20 年度 （総額実績）	H21 年度 （実績）	H22 年度 （予定）	合 計
	予算額	18,407	95	63	18,565
	執行額	16,181	79		16,260
1. 事業の必要性					
<p>我が国にとって、京都議定書の目標（温室効果ガスの基準年比▲6%）を費用効果的に達成するには、京都メカニズムの活用が重要である。</p> <p>海外において CDM/JI として行われる温室効果ガスの排出削減事業を支援することにより、費用対効果の高い地球温暖化対策が推進される。また、海外で行われる CDM/JI のクレジットが我が国の登録簿に移転されることにより、我が国の温室効果ガス削減目標の達成に寄与することができる。</p> <p>しかし、ホスト国における京都メカニズム等の活用体制整備の遅れなどから民間事業者が取り組むには CDM/JI に必要なホスト国政府承認等のクレジット取得に係るリスクが高いため、CDM/JI 事業のポテンシャルを有する国の政府職員や民間事業者に対して、京都メカニズムの活用に関する知識の普及啓蒙、能力開発、CDM/JI 事業の案件発掘等を支援するキャパビルが CDM/JI 等京都メカニズムの活用促進のために必要である。</p> <p>また、CDM/JI 事業化には一般的な事業性評価だけでなく、CDM/JI としての適格性評価等を含めた実現可能性調査が重要であるが、この調査活動を促進するためにはインセンティブを付与する FS 事業が必要である。</p>					
2. 事業の目標、指標、達成時期、情勢変化への対応					
①目 標					
(1)キャパビル					
<p>ホスト国の政府関係者及び民間事業者に対する CDM セミナー、ワークショップにて発掘した案件のフォローアップ（CDM 案件形成支援）等を実施し、ホスト国の京都メカニズム活用促進の支援及び NEDO の認証排出削減量等取得事業（以下、「クレジット取得事業」という。）につながる案件発掘を目指す。</p>					
(2)FS					
<p>CDM/JI として実施可能性のある事業の発掘、調査、実現可能性の評価等を行う。</p>					

②指 標

(1) キャパビル

セミナー、ワークショップから発掘した案件のフォローアップ数：5 件以上

(2) FS

事業化件数（累計）：採択件数全体の 5%以上（うちマラケシュ合意後の平成 15 年度以降の CDM/JI 事業化率は 10%以上）

③達成時期

平成 21 年度

④情勢変化への対応

CDM/JI の国際ルール及び登録審査の動向、ホスト国の体制整備状況、ホスト国によって異なる京都メカニズム活用に対する各国の期待度やその動向等を、適宜情報収集し評価指標及び戦略を見直す。

3. 評価に関する事項

①評価時期

- ・ 毎年度
- ・ 中間評価 平成 23 年度

②評価方法（外部 or 内部評価、レビュー方法、評価類型、評価の公開方法）

- ・ 毎年度評価：アンケートから内部評価として実施する。
- ・ 中間評価：外部有識者から構成される事業評価委員会を開催する。

[添付資料]

- (1) 平成 21 年度概算要求に係る事前評価書（経済産業省策定）（略）
- (2) 平成 21 年度実施方針（略）
- (3) 平成 21 年度事業評価書

平成 21 年度 事業評価書

	作成日	平成 22 年 7 月 12 日
制度・施策名称	地球環境問題への対策の推進	
事業名称	京都メカニズム開発推進事業	コード番号：P07027
担当推進部	京都メカニズム事業推進部	
0. 事業実施内容		
<p>我が国にとって、京都議定書の約束（基準比▲6%）を費用効果的に達成するためには、京都メカニズムを適切に活用していくことが重要である。本年度は、キャパシティービルディング(以下キャパビル)の一環として、平成 20 年度（平成 21 年 2 月）にタイで開催したセミナーで発掘した案件のフォローアップ（CDM 案件形成支援）を実施した。また、フィージビリティスタディ（以下 FS）として、CDM としての登録件数が少ない物流・交通部門及び CDM と比較してプロジェクト数が少ない JI を重点対象分野として、実施可能性のある事業の発掘、調査、実現可能性の評価等を実施した。</p>		
1. 必要性（社会・経済的意義、目的の妥当性）		
<p>我が国にとって、京都議定書の目標（温室効果ガスの基準年比▲6%）を費用効果的に達成するには、京都メカニズムの活用が必要である。</p> <p>しかし、ホスト国における京都メカニズム等の活用体制整備の遅れなどから民間事業者が取り組むには CDM/JI に必要なホスト国政府承認等のクレジット取得に係るリスクが高いため、CDM/JI 事業のポテンシャルを有する国の政府職員や民間事業者に対して、京都メカニズムの活用に関する知識の普及啓蒙、能力開発、CDM/JI 事業の案件発掘等を支援するキャパビルが CDM/JI 等京都メカニズムの活用促進のために必要である。また、案件を CDM/JI プロジェクトとして成立させるためには、案件発掘後のフォローアップ（CDM 案件形成支援）も必要である。</p> <p>また、CDM/JI 事業化には一般的な事業性評価だけでなく、CDM/JI としての適格性評価等を含めた実現可能性調査が重要である。特に、登録件数の少ない事業分野（物流部門、JI 等）では、CDM/JI としての登録リスク等を更に考慮しなければならず、この調査活動を促進するためにはインセンティブを付与する FS 事業が必要である。</p>		
2. 効率性（事業計画、実施体制、費用対効果）		
(1) キャパビル		
①手段の適正性		
<p>平成 21 年度は、平成 20 年度にタイで開催したセミナーで発掘した案件のフォローアップ（CDM 案件形成支援）を実施した。その結果、7 案件については今後 CDM 事業として展開できる可能性があり、京都メカニズムの裾野拡大への寄与が期待できる。</p>		
②効果とコストとの関係に関する分析		
<p>キャパビルは、本来開発途上国の持続的発展に資するための国際協力としての側面もあるが、キャパビルを開始した平成 16 年度以降、以下の成果が得られており十分な効果を上げている。</p>		
(中国)		
<ul style="list-style-type: none"> ・河北省及び山東省 CDM センターの体制確立に協力 ・陝西省及び山西省案件発掘型セミナーを実施し、発掘された案件の内 1 件がクレジット取得事業に繋がっている。 		
(マレーシア)		
<ul style="list-style-type: none"> ・地方政府関係者と事業者に対しセミナー等を開催して、CDM 啓蒙と案件発掘に貢献した。 		
(タイ)		
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 18 年度及び 20 年度に CDM セミナーを開催し、CDM 啓蒙と案件発掘に貢献した。 		

(2)FS

①手段の適正性

平成 21 年度は、「物流・交通部門 CDM プロジェクト実現可能性調査」及び「JI 推進調査」を実施した。

これらについては、引き続き案件形成が続けられており、今後の成果が期待される。また、調査の中には新規方法論の開発を実施したものもあり、京都メカニズムの裾野拡大にも寄与している。

②効果とコストとの関係に関する分析

FS は、平成 10 年以降民間企業の案件発掘のための費用を支援することにより、京都メカニズムの活用に関するリスクを低減し、民間事業者による京都メカニズムの活用を促進することに寄与してきた。マラケシュ合意後の平成 15 年度以降の実施案件で CDM 理事会登録、もしくは登録が期待できる件数が増えており、年度ごとに効果が上がって来ている。

3. 有効性（目標達成度、社会・経済への貢献度）

(1) キャパビル

平成 21 年度は、例年実施していたセミナー及び案件発掘ではなく、発掘した案件の事業化の確度を上げることを目的として、平成 21 年 2 月にタイで開催したセミナーで発掘した 9 案件のフォローアップ（CDM 案件形成支援）を実施し、その内 7 案件については今後 CDM 事業として展開できるとの結果を得ることが出来たので、目標は達成出来た。

過去には、河北省及び山東省 CDM センターの体制確立協力を通じ中国の CDM ホスト国としての発展に大きく貢献し、中国で発掘した 1 案件がクレジット取得事業に繋がっている。また、マレーシア及びタイにおいては、セミナー開催等により同国の CDM 普及に貢献した。

以上のような活動からホスト国における CDM の認知度向上と案件発掘に貢献できたものとする。

【国別案件発掘数等】

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
中国河北省	5 件	5 件	5 件			
山東省		5 件				
陝西省		3 件		1 件		
山西省		1 件		2 件		
マレーシア			7 件			
タイ					(9 件)	左記の内、7 件フォロー
合計	5 件	14 件	12 件	3 件	(9 件)	7 件

(2) FS

平成 21 年度は 5 件の案件を採択したが、調査完了から CDM プロジェクトとしての事業化までは時間がかかるため、現時点でそれらの有効性は判断できない。一方、平成 16 年度に実施した FS の 1 件が平成 21 年度に新に事業化に繋がった。平成 10 年度以降の全 FS 採択 328 件のうち、21 件（6.4%）が CDM/JI 事業化されており、目標は達成出来た。また、マラケシュ合意後の平成 15 年度～平成 21 年度の FS 採択 101 件のうち、16 件（15.8%）が CDM/JI 事業化されており、こちらの指標でも目標は達成した。

【事業化件数／全採択件数 経年変化】

平成 10 年	平成 11 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年
0 件／40 件	0 件／49 件	0 件／49 件	1 件／45 件	3 件／44 件	4 件／19 件
平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
7 件／25 件	3 件／26 件	2 件／13 件	1 件／8 件	0 件／5 件	0 件／5 件

4. 優先度（事業に含まれる各テーマの中で、早い時期に、多く優先的に実施するか）

特になし。

5. その他の観点（公平性等事業の性格に応じ追加）

特になし。

6. 総合評価

①総括

(1) キャパビル

平成 21 年度は、平成 20 年度にタイで開催したセミナーにおいて発掘した案件のフォローアップ（CDM 案件形成支援）を実施し、その結果、7 案件については今後 CDM 事業として展開できる可能性があり、今後もこのフォローアップをきっかけとして CDM プロジェクトが形成される可能性が高い。

(2) FS

CDM/JI 事業化率として、採択件数全体の 5%以上（うちマラケシュ合意後の平成 15 年度以降の CDM/JI 事業化率は 10%以上）を既に超えており、今後、この割合はさらに増大すると見込まれるところであり、京都議定書における我が国の目標達成に貢献している。

平成 21 年度は、「物流・交通部門 CDM プロジェクト実現可能性調査」及び「JI 推進調査」に係る合計 5 件の FS 調査を実施した。

クレジット取得に繋がった調査はまだ無いが、引き続き案件形成が続けられており、今後の成果が期待される。

②今後の展開

第 1 約束期間が平成 20 年からスタートしたことから、従来以上に CDM/JI 事業の推進が期待されるキャパビル及び FS の実施が望まれる。今後、キャパビルは案件発掘を主体に実施し、FS はより一層実現可能性の高い案件の採択を目指して実施していく。

また、これから第 1 約束期間以降の枠組が明らかになっていくので、将来の京都メカニズム裾野拡大に貢献する事業も適切に組み入れていくことも検討し実施していく。